

資料17（午前）	平成31年3月18日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

重度訪問介護利用者の大学修学支援事業について

平成 30 年度より、国では地域生活支援促進事業のメニューとして、「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」を実施しています。

本事業は、重度障害者が大学等（大学、大学院、短期大学及び高等専門学校をいう。）において必要な支援が受けられずに修学を断念することがないように大学等において、修学に係る支援体制を構築できるまでの間において、大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等を提供するものです。

現時点で、本市の事業として事業化はしておりませんが、サービス提供をされている利用者の中で該当の（可能性がある）方がいらっしゃいましたら、市までご相談ください。

重度訪問介護の在宅就業支援のあり方検討

国においては、重度訪問介護について、常時介護を必要とする障害者の在宅就業支援の在り方を検討し、2020年度までに結論を出すこととしています。

参考として、国の対応方針は以下のとおりです。

「重度訪問介護については、地方公共団体等の意見や福祉施策と労働施策との役割分担を踏まえ、常時介護を必要とする障害者の在宅での就業支援の在り方について検討し、2021年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」